

山梨県公報

第二千五百十三号

付金の元利償還金
委託の期間

平成二十七年五月二十八日

木曜日

山梨県告示第百八十七号

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十日まで

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後藤 藟

一 指定する区域 中央市山之神字流通団地二千九百五十番六及び二千九百九十一番五の各一部
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。
平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後藤 藺

一 指定する区域 中央市山之神字流通団地二千九百四十九番一、二千九百五十番六、二千九百九十一番四及び二千九百九十一番五の各一部
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
三 指定する区域において講すべき指示措置 地下水の水質の測定の縦覧に供する。

山梨県告示第百八十九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峠北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年六月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後藤 藺

一 道路の種類 岸道

山梨県知事 後藤 藺

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

一 委託の相手方
二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県告示第百八十六号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徵収事務を委託した。
平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後藤 藺

一 委託の相手方
二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県公報 第二千五百十三号 平成二十七年五月二十八日

三四五